

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

県道原郷熊谷線	路線名
熊谷市玉井南三丁目十五番地先から 同市玉井南三丁目十八番地先まで	供用開始の区間
平成二十八年十一月二十九日	供用開始の期日
平成二十六年十一月二十一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路区域の供用開始である。 延長 二十九・六〇メートル	備考